

白岡市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める  
条例の一部を改正する条例の概要

1 改正の理由

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の整備を行うため、本条例改正の必要を認め、この案を提出するものである。

2 改正の概要

(1) 第7条関係（保育所等との連携）

「家庭的保育事業者等」から「居宅訪問型保育事業者」を除く、括弧書きの規定に、第8条の3第2項を追加するものである。

(2) 第8条の2関係（安全計画の策定等）

利用乳幼児の安全を確保するため、安全計画の策定等が義務化されたことに伴い、本条を新設するものである。

(3) 第8条の3関係（自動車を運行する場合の所在の確認）

利用乳幼児の安全を確保するため、自動車を運行する場合、乗車及び降車の際に、所在確認を行うことが義務化されたことに伴い、本条を新設するものである。

(4) 第11条関係（他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設備及び職員の基準）

他の社会福祉施設等を併せて設置するときは、保育に支障がない場合に限り、必要に応じ設備及び職員の一部を併せて設置する他の社会福祉施設等の設備及び職員に兼ねることができることについて定めたものである。

(5) 第14条関係（懲戒に係る権限の濫用禁止）

懲戒権に関する、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部が改正されたため、本条を削除するものである。

(6) 第15条第2項関係（衛生管理等）

利用乳幼児の安全を確保するため、職員に対し、感染症及び食中毒

の予防及びまん延防止に必要な研修及び訓練を実施することについて  
定めたものである。

### 3 施行期日

令和5年4月1日から施行する。ただし第14条の改正規定は、公布  
の日から施行する。